

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則	(河川課)	一
○小田ダム操作規則の一部を改正する規則	(同)	二
告 示		
○平成二十八年ブルセラ病及び結核病の検査の実施	(畜産課)	二
○平成二十八年度ヨネ病の検査の実施	(同)	三
○平成二十八年度アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	三
○平成二十八年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	三
○平成二十八年度豚コレラの検査の実施	(同)	四
○平成二十八年度オースキー病の検査の実施	(同)	四
○平成二十八年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	四
○平成二十八年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	(同)	五
○平成二十八年度馬伝染性貧血の検査の実施	(同)	五
○平成二十八年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の検査の実施	(同)	五
○平成二十八年度腐蝕病の検査の実施	(同)	六
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	六
○道路の供用開始(三件)	(同)	六
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	七
○都市計画事業の認可(二件)	(同)	七

ページ

公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (警察本部会計課) 八
- 選挙管理委員会 八
- 政治団体の届出事項の異動届の訂正(四件) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十四年分) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分)(二件) 九
- 環境影響評価事後調査報告書の縦覧 一〇

規 則

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月一日

○宮城県規則第七号

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則

荒砥沢ダム操作規則(平成十四年宮城県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第十九条関係)

期 間	ダム地点水量
三月二十七日から三月三十一日まで	毎秒一・四六四立方メートル
四月一日から四月二十五日まで	毎秒一・〇二一立方メートル
四月二十六日から五月十日まで	毎秒五・八六五立方メートル
五月十一日から九月十日まで	毎秒四・一六五立方メートル
九月十一日から翌年三月二十六日まで	毎秒〇・六五八立方メートル

備考 新山揚水機の取水の補給を行う場合及び石越揚水機の取水の補給を行う場合におけるこの表の適用については、同表中「三月二十七日から三月三十一日まで」とあるのは「三月二十六日から」

ら三月三十日まで」と、「四月一日から四月二十五日まで」とあるのは「三月三十一日から四月二十五日まで」とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

小田ダム操作規則の一部を改正する規則

小田ダム操作規則（平成十八年宮城県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「〔平常時最高貯水位〕」に改め、同条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第七条の見出しを「〔洪水時最高水位〕」に改め、同条中「サーチャージ水位」を「洪水時最高水位」に改める。

第八条の見出しを「〔洪水貯留準備水位〕」に改め、同条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改める。

第十三条及び第十四条中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

第十六条第一項第一号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改める。
別表を次のように改める。

別表（第十八条関係）

期 間	ダム地点水量
三月二十七日から三月三十一日まで	毎秒〇・九五〇立方メートル
四月一日から四月二十五日まで	毎秒〇・三三二立方メートル
四月二十六日から五月十日まで	毎秒二・四〇八立方メートル
五月十一日から九月十日まで	毎秒三・四五二立方メートル

九月十一日から翌年三月二十六日まで

毎秒一・五一〇立方メートル

備考 新山揚水機の取水の補給を行う場合におけるこの表の適用については、同表中「三月二十七日から三月三十一日まで」とあるのは「三月二十六日から三月三十日まで」と、「四月一日から四月二十五日まで」とあるのは「三月三十一日から四月二十五日まで」とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、大河原町、柴田町、川崎町、仙台市、大崎市（旧鳴子町及び旧田尻町の区域）、栗原市（旧栗駒町の区域）、登米市（旧迫町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町及び旧桃生町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

4 共同牧野等に放牧する牛

5 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ―ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、大河原町、柴田町、川崎町、仙台市、大崎市（旧鳴子町及び旧田尻町の区域）、栗原市（旧栗駒町の区域）、登米市（旧迫町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町及び旧桃生町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、白石市、大和町、塩竈市、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、加美町（旧中新田町及び旧小野田町の区域）、栗原市（旧瀬峰町及び旧花山村の区域）、登米市（旧南方町及び旧津山町の区域）、石巻市（旧石巻市の区域）又は東松島市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満四十八日以上で死亡した牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則

(平成十四年農林水産省令第五十八号) 第四条の規定に該当する場合を除く。
四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号) 別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百六十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚

3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表)に規定する方法

○宮城県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

一 実施の目的

オースキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚

3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百六十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 実施する区域

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内一円

四 実施の期日

六週齢以上の家きん(飼養羽数が百羽以上(ただし十羽以上)の農場において飼育されているものに限る。)のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

宮城県知事 村 井 嘉 浩

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十七年九月九日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

家さんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもの（生後百八十日未満のものを除く。）とする。

1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

3 1又は2の馬と同一施設内で飼育している馬

4 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）に基づいて競馬に出場する馬

5 馬術競技又は乗馬に供し、又は供する目的で飼育している馬

6 その他知事が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成

二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知)及び種畜検査執務要領(平成十三年四月十六日付け十三独家七第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知)に規定する方法

○宮城県告示第百六十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂(転飼及び定飼蜂群)のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼陸前高田線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
後A	前B	後A	前A	後A	前A	後A	前A	
		一六・〇	一四・九	七三三・〇	七三三・〇			上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		三〇・一	三〇・一	七三三・一	七三三・一			
		一七・九	一七・九	七三三・一	七三三・一			
		七三三・〇	七三三・〇					

○宮城県告示第百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員(メートル)		敷地の延長(メートル)		備考
後A	前B	後A	前A	後A	前A	後A	前A	
		一六・六	一六・九	二四一・五	二四一・五			上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		二八・九	二八・九	四二〇・〇	四二〇・〇			
		二八・二	二八・二	四二〇・二	四二〇・二			
		一一・〇	一一・〇	三三七・一	三三七・一			
		四三・三	四三・三	三三七・一	三三七・一			
		八・〇	八・〇	一四七・二	一四七・二			
		二二・四	二二・四	一四七・二	一四七・二			
		一一・〇	一一・〇	三三七・一	三三七・一			
		三三・二	三三・二	三三七・一	三三七・一			

○宮城県告示第百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼陸田高田線	気仙沼市新浜町二丁目一四番地先から同市新浜町一丁目一〇三番三地先まで	平成二十八年三月一日

○宮城県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市栄町二〇一番三地先から同市錦町二丁目五〇番地先まで	平成二十八年三月一日

○宮城県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	気仙沼市本吉町卯名沢二四五番六地先から同市本吉町卯名沢無番地先まで	平成二十八年三月三日

○宮城県告示第七十四号

岩沼市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画火葬場
 - 2 名称 一号岩沼市営火葬場
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
 - 気仙沼市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 - 2 名称 朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 三 事業施行期間
 - 平成二十八年三月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 宮城県気仙沼市朝日町地内
 - 2 使用の部分 なし

○宮城県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり

り認可した。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
七ヶ浜町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地事業

2 名称

一号 菖蒲田漁港緑地

三 事業施行期間

平成二十八年三月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地、同字牛ノ鼻木地内

2 使用の部分

なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

牡鹿郡女川町浦宿浜字尾田峯二十九番の一部

（第四工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

女川町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 超高感度ビデオカメラ一式の購入 十セット

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年二月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁

目六番一号

五 落札金額 二千九百六十八万七千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十八年一月八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により政治団体から届出があった届出事項の異動について、訂正の届が提出されたので、平成二十年宮選管告示第九十三号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

松利会の会計責任者の異動の

新中

「安部まなみ」を「高濱まなみ」に改める。

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により政治団体から届出があった届出事項の異動について、訂正の届が提出されたので、平成二十一年宮選管告示第五十二号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

安部たかし後援会の会計責任者の異動の

新中

「安部まなみ」を「高濱まなみ」に改める。

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により政治団体から届出があった届出事項の異動について、訂正の届が提出されたので、平成二十二年宮選管告示第四十三号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

安部たかし後援会の会計責任者の異動の

旧中

「安部まなみ」を「高濱まなみ」に改める。

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により政治団体から届出があった届出事項の異動について、訂正の届が提出されたので、平成二十四年宮選管告示第四十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

安部たかし後援会の会計責任者の異動の

新中

「安部まなみ」を「高濱まなみ」に改める。

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十四年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第百三十五号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

仁田和廣政策研究会の平成二十四年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 996,051円」を「1 収入総額 2,301,051円」に改め、

「前年繰越額 996,051円」の次の行に、

「本年収入額 1,305,000円」を加える。

2 支出総額の次に、

「3 本年収入の内訳」

「寄附 1,305,000円」

「政治団体分 1,305,000円」

「4 寄附の内訳」

「政治団体分」

「由田民主会宮城県支部連合会 1,305,000円 仙台市青葉区」を加える。

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十五年宮選管告示第百三十六号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

仁田和廣政策研究会の平成二十五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 996,051円」を「1 収入総額 2,301,051円」に、

「前年繰越額 996,051円」を「前年繰越額 2,301,051円」に改める。

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十八年三月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

仁田和廣政策研究会の平成二十五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 2,900,000円」を「1 収入総額 4,700,000円」に、

「前年繰越額 2,900,000円」を「前年繰越額 4,700,000円」に改め、

3 本年収入の内訳中

「3 本年収入の内訳」の次の行に、

<p>「寄附 3600,000円」 「個人分 1650,000円」 「政治団体分 1950,000円」を加え 「機関紙誌の発行その他の事業による収入 2,900,000円」や「機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,100,000円」 「政治活動20周年パーティー 2,900,000円」や「政治活動20周年パーティー 1,100,000円」に改める。 5 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳を削り、 4 支出の内訳の次に、 「5 寄附の内訳」 「個人分」 「仁田和廣 1,650,000円 宮城郡七ヶ浜町」 「政治団体分」 「自由民主党宮城県支部連合会 1,950,000円 仙台市青葉区」を加える。</p>	<p>2 種類 条例第二条第三項に規定する第二種事業（土地区画整理事業） 3 規模 六十八・二ヘクタール 三 対象事業実施区域 宮城県黒川郡大和町吉岡字東車堰、同字車堰、同字西車堰、同字台ノ下、同字天皇寺、同字西松木、同字柳ノ町、同字東柿木、同字西柿木、同字石川裏、同字石川北、同字石川南、同字熊野中、同字熊野下、同字北六角 宮城県黒川郡大和町吉岡南二丁目、同三丁目 宮城県黒川郡大和町吉田字北谷地、同字北要害、同字高田東、同字高田、同字高田西、同字東五福院、同字八反田下 四 第二種事業関係地域の範囲 宮城県黒川郡大和町、宮城県黒川郡富谷町 五 工事着手後の調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間 1 縦覧場所 宮城県環境生活部環境対策課 大和町都市建設課 大和町吉岡南第二土地区画整理組合事務所 2 縦覧期間 自 平成二十八年三月一日（火） 至 平成二十八年三月三十一日（木） （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p>
<p>雑 報</p> <p>○大和町吉岡南第二土地区画整理組合理事長小原哲から、公報掲載の依頼があった。 平成二十八年三月一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第四十四条第一項の規定により、大和町吉岡南第二土地区画整理事業について工事着手後の調査報告書を作成したので、同条第二項の規定により、次のとおり公告し、当該報告書を縦覧に供する。 平成二十八年三月一日 大和町吉岡南第二土地区画整理組合 理 事 長 小 原 哲</p> <p>一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 1 名称 大和町吉岡南第二土地区画整理組合 2 代表者 理事長 小原 哲 3 所在地 宮城県黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一 二 対象事業の名称、種類及び規模 1 名称 大和町吉岡南第二土地区画整理事業</p>	